

ヘーゲルの〈法哲学講義〉

——三月前期の思想史として——

一 ヘーゲル法哲学の全体像

ヘーゲルの〈法哲学講義〉について書いてみたい。ヘーゲルは一八一七年にハイデルベルク大学で法哲学の講義を開始したが、それはベルリン大学に移籍してからも継続し、彼の急死により、ついに最後の講義となった。他方、ヘーゲルには著作としての『法の哲学綱要』があつて、これは講義用の教科書として出版されたものであるが、これも彼が生前に刊行した著作の最後のものである。

ヘーゲルは、一般に哲学者として知られている。そのとおりであるけれども、「エンツィクロペディー」つまり百科全書と自称したヘーゲルの全哲学大系にあつて、客観的精神論としての法哲学は、実質的には彼の哲学の最終到達点となつている。そのあとに絶対的精神論が控えているとはいへ、ここで構想された芸術や宗教や狭義の哲学は、もはや人知を超えた領域であつて、一種の神学と呼ぶべきものである。したがつて、社会哲学としての法哲学

堅 田 剛

こそが、ヘーゲル哲学の最終章なのである。

講義にせよ著作にせよ、ヘーゲルの法哲学は、歴史的個人としてのヘーゲルの最後の仕事となった。彼の生涯は存外短く、子供時代を除けば、ほぼフランスの大革命から七月革命にいたる時期と重なる。これをドイツ側からみれば、「三月前期」の時代としていいだろう。すなわち、ウィーン会議から三月革命へといたる政治的時代である。ヘーゲルの法哲学は、ドイツの政治を抜きにして語ることはできない。

ただし、過度に政治を持ち込むと、ヘーゲル法哲学の法学的意味が薄められてしまうことにもなりかねない。かつてヘーゲル研究において、著作としての法哲学と講義としての法哲学を比較し、前者は保守的であるが後者は革命的であるとか、ヘーゲルの本音は講義で語られたが、著作では建前が述べられるに留まった、という趣旨の議論がなされたことがある。その結果、法哲学の講義筆記録が続々と発掘され公表された。本論は、その成果に大きく依拠している。しかしながら、本論では、理想的なヘーゲル像よりは、むしろ積極的な意味で俗物としてのヘーゲル像を描いてみたい。そのほうが「法」を論じるヘーゲルを等身大に紹介することになるし、そもそも理想と現実の弁証法は、三月前期を生きたヘーゲルその人にも適用されるべきだと考えるからである。

前置きはこのくらいにして、あらかじめヘーゲル法哲学の全体像を示しておこう。まず彼の法哲学講義は、全部で七種類ある。これを年代順に示せば以下のとおりとなる。

- ① 一八一七年講義「自然法と国家学」
- ② 一八一八年講義「自然法と国家法」
- ③ 一八一九年講義「自然法と国家学あるいは法哲学」

- ④ 一八二二年講義「自然法と国家学あるいは法哲学」
- ⑤ 一八二二年講義「自然法と国家法あるいは法哲学」
- ⑥ 一八二四年講義「自然法と国家法あるいは法哲学」
- ⑦ 一八三一年講義「自然法と国家法」⁽¹⁾

煩を避けるために、ここでは最小限の事項のみを掲げた。そのうえで必要に応じて説明を付け加えることとする。各年とも冬学期の講義であるから、少なくとも講義予定としては十月末から始まって翌年の三月末までおこなわれるべきものである。しかし実際には、必ずしも予定どおりには講じられず、年によっては途中で打ち切られたこともある。また、講義の標題も年を追うごとに微妙に変化している。また、このうち、①の一八一七年講義のみがハイデルベルク大学でおこなわれ、②以降の講義はすべてベルリン大学で開講された。一八一八年に、ヘーゲルがベルリン大学から招聘されたことによる。

当時の授業形態は、「講義」(Vorlesung)の場合、教師が用意した講義案を教室で読み上げ、これを学生が聴いたままに一字一句筆記するというのが基本的な姿であった。ヘーゲルの〈法哲学講義〉も、③の一八一九年講義までは、いわゆる教科書を用いずにおこなわれ、④の一八二四年講義以降は教科書を用いながらおこなわれた。しかしいずれにしても、学生はきわめて忠実に筆記録を取りながら講義を聴いた。その結果、そのときどきにおこなわれたヘーゲルの講義内容は、教科書に書かれなかったことを含めて、つまりは補足的なことがらや雑談的なことがらを含めて、筆記録によって再現することが可能となった。ちなみに、七種類の〈法哲学講義〉のうちほとんどのものが、現在では筆記録にもとづいて公刊されており、日本語訳も出版されている。

ただし、このことによつて決定的に新たなヘーゲル像が出現したかといえは、それはまったくの別問題である。むしろ、七種類の「法哲学講義」および著作『法の哲学綱要』を通じてみられるのは、ヘーゲル法哲学の終始一貫した頑固なまでの構成のほうである。もつとも、このことはヘーゲル解釈の根本に関わるので、あらためて詳述することとした⁽²⁾。

さて、著作としての『法の哲学綱要』は、一八二一年に出版された。その「序文」に例の「理性Ⅱ現実」図式が登場するのだが、その検討はあとまわしにして、まずは「序文」の冒頭部を引用する。そこにはこの書物の性格が端的に記されている。

「この概論を出版する直接のきっかけは、職務としておこなう法の哲学についての講義のための手引書を、聴講者たちに持たせておく必要ということにある。この教科書は、以前に講義用に指定した『哲学的諸学問のエンツィクロペデー』の中に、哲学のこの部分について、すでに含まれているのと同じ諸々の根本概念を、さらに敷衍して、とくにより体系的に詳述したものである。」⁽³⁾

引用部分の前半で、ヘーゲルは『法の哲学綱要』は「法哲学講義」のための教科書として執筆したと述べている。何年か講義を続けたところで教科書使用の必要を感じたということだが、そればかりでなく、プロイセンの公的な国家哲学として自身の法哲学を確立したいとのヘーゲルの野心もそこにはみられる。そもそもベルリン大学への招聘は、ヘーゲルに単なる哲学者としてよりは国家哲学者としての役割を期待したがゆえであった。ヘーゲルの法哲学は、それに応えるべく、ここに書物の姿を現したということである。単に授業用の教科書として執筆した

けではない。

右の引用の後半では、『法の哲学綱要』は『哲学的諸学問のエンツィクロペディー』で扱った根本概念を敷衍して体系化したものだとしている。前にも触れたが、もう少し詳しく説明する。

ヘーゲルはハイデルベルク時代の一八一七年に、『哲学的諸学問のエンツィクロペディー』を出版した。この書物は、ベルリンに移ったのちの一八二七年に第二版、一八三〇年に第三版が刊行されて改訂されているが、基本的な構成は変わっていない。ヘーゲルは、すでにハイデルベルク時代に、みずからの哲学体系構想を完成させていたのである。

『哲学的諸学問のエンツィクロペディー』は、ヘーゲル哲学の大きな特徴であるが、整然たる三部構成を採用している。すなわち、哲学全体が論理学・自然哲学・精神哲学から成り、精神哲学は主観的精神・客観的精神・絶対的精神の部から成っている。精神哲学とは要するに人間を対象とする哲学であって、その中の客観的精神論は社会制度を論じている。そしてこの客観的精神論は、抽象的法・道徳・人倫の三部から構成され、人倫の部は家族・市民社会・国家から構成されている。ヘーゲルは『哲学的諸学問のエンツィクロペディー』で哲学の全貌を体系化するにあたって、こうした三部構成を確立した。そのうえで、制度論としての客観的精神論を拡大して、これを「法の哲学」と呼んだのである。

ヘーゲルの法哲学は、彼の哲学大系の中心軸であり、その最終的到達点である。ヘーゲルの急死によって「法哲学講義」が最後の講義になったとか、『法の哲学綱要』が最後の著作になったという偶然をいうのではない。すでにハイデルベルク時代において、それは既定の路線になっていたということなのだ。このことは、のちに論じる。

再度確認しておきたい。ヘーゲル哲学の中心軸は、「精神哲学」↓「客観的精神」(抽象的法・道徳・人倫)↓

「人倫」(家族・市民社会・国家)である。そして、この中心軸に枝葉を付けて膨らませたものが「法の哲学」であった。念のためにいえば、ヘーゲルのいう「法」(Recht)とは、抽象的法と道徳と人倫を包括する概念であって、単なる「法律」(Gesetz)ではない。またヘーゲルにとって、「抽象的法」(abstraktes Recht)とは近代的自然法のことであり、「道徳」(Moralität)はカントの個人道徳を意味する。ヘーゲルは、こうした先行する法理論を批判的に超克して、歴史的で共同体的な規範としての「人倫」(Sittlichkeit)を対置した。すなわち、家族や市民社会や国家の「法」である。

ヘーゲルの法哲学は、国家の「法」を論じたところで終わる。国家の法とは法律のことである。すぐ前でヘーゲルの「法」は単なる法律ではないと述べたが、もう少し説明するならば、抽象的法が国家によって法律として定立される必然的過程をヘーゲルは論じている。要するに、ヘーゲルの「法」の哲学は、自然法(Naturrecht)が実定法(positives Recht)となる、「法」の成長の物語なのである。その最大の核心は、「実定性」(Positivität)概念である。

つい先走った物言いをしてしまったが、『法の哲学綱要』におけるヘーゲルの「序文」は、彼の哲学体系が法哲学によって完成したことへの、一種の勝利宣言である。講義用の教科書が出来上がったことの単なる報告ではない。注目すべきは、第一にヘーゲルの「法哲学講義」がハイデルベルクで始まりベルリンで終わったこと、第二に『法の哲学綱要』がベルリンで書かれたこと、第三にそれと並行してハイデルベルクで書かれた『哲学的諸学問のエンツイクロペデー』がベルリンで版を重ねたことである。そこには、ハイデルベルクとベルリンを貫く、法と政治の状況が背景をなしている。

ヘーゲルの哲学は、最初から「法」の哲学であった。そもそもその淵源は『初期神学論集』としてまとめられた

青年時代の宗教論にまで遡ることが可能だが、これについては別の機会に書いたのでここでは繰り返さない⁽⁴⁾。それともかく、通常はヘーゲルの初期の法理論として、「自然法の学問的取り扱い方について」と「ドイツ憲法論」⁽⁵⁾とが挙げられる。ともに一八〇二年に公表されたものである。けれども前者はいまだ啓蒙主義的な自然法論の枠組みに留まっているし、「ドイツはもはや国家ではない」との文章で始まる後者は、むしろ反転した憲法論である⁽⁵⁾。ヘーゲル法哲学の独自性は、自然法論を克服して国家による法の定立を主張するところにあるのだから、それはやはり〈法哲学講義〉以降とみるべきであろう。

ヘーゲルは一八一七年に「哲学的諸学問のエンツィクロペディー」を刊行した。このハイデルベルク版エンツィクロペディーは、客観的精神論を「法」「道德」「人倫」に分けているが、いまだ人倫の部を家族・市民社会・国家に分けて論じるまでにいたっていない。しかし同じ年の冬学期に初めて開講した〈法哲学講義〉では、そうした区分けがなされている。そしてこの家族・市民社会・国家の区分は、以後の法哲学講義および『法の哲学綱要』のみならず、ベルリン版のエンツィクロペディーにも継承されていくのである。

「家族・市民社会・国家」の段階的發展という共同体論は、アリストテレスの「家・村・国」から成る共同体論を復権したものののだが、従来は、とかく市民社会論に焦点を当てて評価されてきたくらいがある。しかしヘーゲルの法哲学が自然法から国家法までを論じていることを素直に読めば、ヘーゲルの重点が国家論に置かれていることは明らかである。

自然法に囚われつつ国家の不在を嘆いたヘーゲルは、あるときから国家の意義を積極的に承認し、国家の法こそ法の完成態であることに気づいたのである。ヘーゲルの〈法哲学講義〉は「自然法と国家学」という標題で開始されたことを想起したい。それがハイデルベルクでおこなわれたことの意味を、思想的に探求してみる必要がある

そうである。

二 一原・法哲学

ヘーゲルの《法哲学講義》は、ハイデルベルク時代に開始された。ヘーゲルがハイデルベルク大学に着任したのは一八一六年の十月であり、一八年の十月にはベルリン大学に移籍しているから、ハイデルベルク時代とはいっても、わずか二年間のことにすぎない。だがこの時期は、ヘーゲルにとって大きな意味をもっていた。

ヘーゲルはテュービンゲンの神学院を卒業して以来、ベルンとフランクフルトでの家庭教師時代を経て、一八〇一年にイエナ大学の私講師となった。だがイエナ・アウエルシュタットの戦いでプロイセンがナポレオン軍に敗北したことにより、イエナ大学は閉鎖されてしまった。その後ヘーゲルはバンベルクを経て、しばらくニュルンベルクのギムナジウムで校長職を務めていたが、一八一六年にハイデルベルクに招聘された。ナポレオンによって翻弄されたヘーゲルは、四十六歳にしてようやく教授職としての安定した地位を確保したのである。

ヘーゲルをハイデルベルクに招いたのは、法学者のテイボーである。この二人の関係は、イエナ大学で同僚になったことで始まったようだ。とはいえ、テイボーがヘーゲルに何を期待したかは、必ずしも明瞭ではない。テイボーはハイデルベルクではヘーゲルに住居を斡旋し、みずからの主催する「音楽の夕べ」に招待するなどして、ヘーゲルとの交友を深めた。

テイボーは法学者であるが、熱心な音楽愛好家でもあった。彼は自宅の屋根裏部屋で毎週「音楽の夕べ」を開催した。当時の絵画には、壁に掛けられたヘンデルの肖像画を前にして歌う男女の合唱団と、ピアノを弾くテイボー

と、椅子に座ってそれを聴くロベルト・シューマンらしき青年とが描かれている。残念ながら、ヘーゲルの姿は見られない。シューマンは法学部の学生としてハイデルベルクで学んだのだが、師のテイボーはシューマンに法学ならぬ音楽の才能を認め、音楽の道に進むことを促した。テイボーには、『音楽の純粹性について』(一八二五年)という著書もある。⁽⁶⁾

テイボーは音楽に古典的な様式を求めたのだが、このことは哲学の体系化を目指すヘーゲルと、どこかで通じるものがあつたのかもしれない。テイボーの名著とされる『パンデクテン法体系』(一八〇二年)はローマ法を現代的に体系化する試みであつたし、もつと古いものとして『エンツィクロペディーと方法論』(一七九七年)という法哲学的な著作もある。

テイボーとヘーゲルの二つのエンツィクロペディーは、単なる偶然の一致かもしれない。しかし、「エンツィクロペディー」(百科全書)を名乗る以上は、少なくとも志向性において、森羅万象をそれなりの統一的体系に編纂しようとの意図があつたことは明らかだ。テイボーはそれを法と音楽において試みた。ヘーゲルは哲学者として、「「百学連環」」的にそれを完成させた。⁽⁷⁾テイボーとヘーゲルのエンツィクロペディーをつなぐものは「「法」」である。そして、ヘーゲルのエンツィクロペディーの要を形成したのも「「法」」であつた。それはヘーゲルがハイデルベルクでおこなつたことを検証すれば明らかだ。テイボーは、この哲学者をハイデルベルクに迎え、まもなくベルリンに送り出した。

ナポレオンを放逐してウィーン会議が開かれた一八一四年、ドイツの地では「法典論争」(Kodifikationsstreit)がおこなわれた。直接の当事者は、ハイデルベルク大学のテイボーとベルリン大学のサヴィニーであつた。テイボーが「ドイツ一般民法典の必要性」を書いて法典の早急な編纂を主張したのに対して、サヴィニーは「立法およ

び法学に対する現代の使命」を公刊して、法典よりも法学の樹立を論じた。法典の編纂も法学の樹立も、ともに「法」の体系化にはかならない。その相違は、本来は手順の相違にすぎないのであって、同時並行的に進めるといのが現実的な解決策であったかもしれない。だが、サヴィニーが「歴史」という新たな視点を持ち込むことによって、法典論争は当事者にとつても予想外の問題提起となった。

もとより、法典論争には政治的な背景がある。ナポレオン軍の侵攻によって神聖ローマ帝国が名実ともに崩壊したあと、ドイツの地には統一国家が存在しない状態が続いた。ウィーン会議も領邦国家の整理再編をおこなったにすぎず、ドイツ統一の展望もまったく開けていなかった。しかし、占領から解放された直後には民族主義が昂揚する。ティボーの提案は、政治的統一に先だつて私法上の統一を促すもので、これも一種の民族主義の現れであった。ところがサヴィニーは、ティボーのいう法典編纂とは要するにナポレオン法典のドイツ版にすぎないことを示唆して、さらなる民族主義を煽った。法は民族の歴史そのものであるのだから、法典を編纂するためにはドイツ独自の法学を確立することが先決だとしたのである。

こうして、サヴィニーは「歴史法学」を提唱した。しかしティボーの側からすれば、サヴィニーの歴史法学は非歴史的な法学であつて、実際には法の歴史的研究などなされていまいやみにみえる。というのも、サヴィニーは中世ローマ法の研究こそおこなつたが、それはローマ法的な諸概念を利用して体系的な現代ローマ法学を樹立するたためであつて、民族の法たるゲルマン法の研究はもっぱら弟子のグリムが担っていたからである。

ベルリン大学を拠点にして全ドイツに浸透しつつあつた歴史法学に抗すべく、ティボーは専門的法学の外部からのサヴィニー批判に期待したのではなかったか。ヘーゲルのハイデルベルクへの招聘は、そのような憶測を禁じ得ないほどに、重要な意味をもっている。

ハイデルベルクでヘーゲルがおこなった講義の中心は、エンツィクロペディー講義であった。これを受けて、一八一七年の夏に『哲学的諸学問のエンツィクロペディー』を刊行した。そして、同年から翌年にかけての冬学期に、はじめて『法哲学講義』を開講した。すでに述べたこととも重複するが、あらためて『哲学的諸学問のエンツィクロペディー』と『法哲学講義』の概要のみを掲げる。

『哲学的諸学問のエンツィクロペディー』(一八一七年)⁽⁸⁾

論理学

自然哲学

精神哲学

主観的精神

客観的精神

法

道徳

人倫

絶対的精神

〈法哲学講義〉(一八一七／一八年冬学期)⁽⁹⁾

抽象法

道徳

人倫

家族

市民社会

国家

こうして並べてみると、エンツィクロペディーの客観的精神論が法哲学として発展したことは一目瞭然である。また、客観的精神論の全体が「法哲学講義」においてさらに詳しく論じられたのだが、とくに人倫の部が家族・市民社会・国家という三段階の共同体論として新しく付け加えられている。しかもこうした構成は、以降の「法哲学講義」はもとより、『法の哲学綱要』においてもまったく変わることがなかった。すなわち、エンツィクロペディーの各論として、ヘーゲルの法哲学はハイデルベルクで産声を上げたのである。

オットー・ペゲラーは、一八一七年冬学期の「法哲学講義」を「原・法哲学」(Ur-Rechtsphilosophie)と呼んだ。そのうえで、時代背景を交えながらその解説を書いている。

「ヘーゲルの講義『自然法と国家学』は、一八一七／一八年の冬学期にハイデルベルクで毎週六回、十時から十一時にかけて『口述筆記』でおこなわれた。それは、フランスでは再生したブルボン朝支配が憲章(Charte)によって憲法的基盤を獲得した時期に当たり、ドイツ諸国が——とりわけ西南ドイツの整理統合された国家であるバーデンとヴェルテンベルクが——ウィーン会議の指示にしたがって憲法を制定しようとして、憲法問題に関

する議論がいたるところで話題となっていた時期に当たっていた。ヘーゲルは、当時、彼の故国のヴュルテンベルクにおける憲法議事録を批評することで、はじめて政論家として登場していた。ゆえに、講義遂行のために体系をばらばらに仕上げたことよって、憲法の発展という問題や、陪審裁判といった制度を、その後繰り返されないような仕方でも強調していることも、またありうる公務員の横暴(ヴュルテンベルクの書記身分を顧慮していないわけがない)に対する厳しい批判を含んでいることも、驚くにはあたらない。筆記録は、法学部生P・ヴァネンマンによつて作成された。⁽¹⁰⁾

ハイデルベルク大学における最初の〈法哲学講義〉は、「自然法と国家学」という標題で、冬学期に週六時間の進度予定で開始された。この授業形態は、ベルリンに移つてからの〈法哲学講義〉においても基本的には変わらない。一八一七年冬学期の〈法哲学講義〉つまり「原・法哲学」の内容は、学生ヴァネンマンの筆記録によつて再現することが可能である。このことは、すでに様々に指摘されてきた。

ペゲラーの解説で着目すべきは、この「原・法哲学」が当時の時事的問題、とりわけ憲法問題に関連しているとの指摘である。たしかに、ウィーン会議によつて各領邦に憲法制定の動きが出てきたこと、さらにヘーゲル自身が憲法問題に強い関心をもっていたことは疑いない。もつとも、ペゲラーが指摘するのは領邦国家段階での憲法制定であつて、ドイツ統一を想定したうえでの憲法制定ではない。もとより、ドイツを国民国家として統一するなどということ、まだまだ現実的な政治状況にはなりえていない。しかしながら、民法の領域においては統一民法典を制定すべしとの提案が現実になされていた。それも、ハイデルベルクのテイボーによつてである。

当時のヘーゲルにとっては、バーデン・ヴュルテンベルク侯国の憲法制定問題よりも、ハイデルベルクの同僚と

なったテイボアの民法典編纂論のほうが、より直接の知的刺激になりえたはずである。ペゲラーの解説は、このことにもまったく言及していない。

憲法にせよ民法にせよ、ヘーゲルの関心が法典の編纂、つまり「法」の定立に向けられていることを確認してきた。〈法〉の定立とは、端的にいえば、「正義」を顕在化するということである。定立された「正義」が〈法〉だともいえるが、大した相違はないだろう。なぜならば、定立される以前の「正義」はきわめて抽象的なものであって、定立とはその具体化のための手続きであるからだ。ヘーゲルは、この〈法〉の定立の過程を「法の哲学」として論じようとしたのではないだろうか。

ヘーゲルの哲学は、その全体を抽象的なものが具体化する過程とすることができる。「精神の現象」学にしても「理性Ⅱ現実」図式にしても、そして〈法〉の定立にしても、そのすべては理念が現実になる論理的な歴史的過程を描いている。精神と現象、理性と現実を二元的に捉えるのはプラトンのあるいはカント的な発想であるが、ヘーゲルはまさに第二のアリストテレスとして、そうした二元論を論理と歴史によって一元的に統合しようとするのである。

ヘーゲルは、精神哲学の中にも客観的精神論を持ち込んで、これを精神の制度として構成した。ヘーゲルの場合、「精神」とは神でもあり人間でもあるのだが、彼は客観的精神の領域においては、「法」「道徳」「人倫」という三段階の規範として精神の客観性を論じている。すなわち、第一の「法」とは、いわば神の正義であって、ほとんど客観性を欠いている。第二の「道徳」は個人の内面の正義であって、まだ主観性が優っている。ところが第三の「人倫」は共同体的な正義であるから、それは主観性よりは客観性こそが顕著になるのである。

以上は、まだエンツィクロペディーの枠内での、一般的な規範論に留まっている。しかし、第一の「法」を「抽

象的法」と言い換えることによって、さらに「人倫」を共同体の展開として叙述することによって、ヘーゲルの法哲学は突如として論争的な様相を帯びることになった。いまだ萌芽的にはあるが、「原・法哲学」はすでにして論争的な法哲学なのである。

「抽象法」↓「道徳」↓「人倫」と並んだとき、ここから自然法↓道徳↓法律の連鎖を連想するのは容易であろう。これをヘーゲルの時代に即してみれば、「抽象法」とはホッブズやロックの自然法論を連想させ、「道徳」はカントの個人道徳論を想起させる。ヘーゲルの意図は、これらの先行する法理論を批判的に乗り越えて、独自の社会道徳論を提示することにあつた。

ヘーゲルの社会道徳論は、人倫の理論として展開される。カントは「道徳性」(Moralität)を「適法性」(Legalität)に對置したが、ヘーゲルは「道徳性」に「人倫性」(Sittlichkeit)を對置した。ヘーゲルのいう人倫とは共同体の規範である。「原・法哲学」においてはじめて登場した共同体論は、例によって家族・市民社会・国家の三段階から構成されている。「家族」↓「市民社会」↓「国家」の三段階は、アリストテレスの「家」↓「村」↓「国」の三段階と酷似している。ここでもヘーゲルは、第二のアリストテレスたることを隠していない。

少々こじつけ気味の言い方になるけれども、カントを批判するということは、「法学のカント」を自任していたサヴィニーを批判することにほかならない。テイボーとサヴィニーのあいだに交わされた法典論争については、前にも触れた。サヴィニーは「歴史法学の祖」とも称されるが、サヴィニーにおいてカント哲学と歴史法学とは矛盾を孕みながら同居していた。サヴィニーは、法学における体系的(哲学的)方法と歴史的方法の共存を主張していたからである。

こうした視点から法典論争を再考すると、それは法典の編纂に関わる論争であるだけでなく、まさに法学の方法

論に関わる対立でもあったことがわかる。すなわち、〈法〉の「歴史」と「体系」をめぐる論争である。ところが、厄介なことに、サヴィニーは、「歴史」を前面に立てながら「体系」をめざすという巧妙な戦術を採った。テイボーはこれに攪乱されたが、ヘーゲルはそうではなかった。

ヘーゲルの法哲学は、〈法〉の「歴史」と「体系」(論理)を総合した哲学である。そして両者を総合する軸として、〈法〉の実定性なる、きわめて明快な問題提起をおこなった。⁽¹¹⁾それは早くも「原・法哲学」において明らかである。

三 「法哲学講義」と『法の哲学綱要』

ヘーゲルの〈法哲学講義〉は、口述形式でおこなわれたのだが、先ず原理的なことから述べ、次にこれに注釈を加える、という二段構えでなされるのが常であった。これに対応して、学生の筆記録もまた、本文と註解の二重構造を維持して書かれている。ヘーゲルはこのような講義形式を一貫して継続し、それは当然ながら、著書『法の哲学綱要』にも受け継がれている。

ペゲラーが「原・法哲学」と呼んだ一八一七年冬学期の〈法哲学講義〉については、当時ハイデルベルク大学の法学部生であったヴァネンマンの筆記録が残されている。ハイデルベルクの古書店で発見され、マールバッハのドイツ文学文庫に所蔵されたものである。⁽¹²⁾

さて、「原・法哲学」も、各節とも本文と註解の二本立てで構成されている。その冒頭には、自然法と実定法に関して興味深い叙述がみられる。

すなわち、「緒論」第一節の本文において、ヘーゲルは自然法について論じ、「自然法は、法の理性的規定と、法のこの理念の現実化とを対象としている」としている。そして続く註解では、実定法について論じ、実定法は、①国家の法であり、②理性法の外面的現実態であり、③個別的な決定であることが述べられている。⁽¹³⁾これをさらに要約するならば、自然法は国家によって実定法となる、ということだろう。要するに、法典編纂論である。これが「原・法哲学」の冒頭にあり、要するにヘーゲルの〈法哲学講義〉の第一声であったことを銘記しておきたい。こうした基調は、のちの〈法哲学講義〉はもとより、著書『法の哲学綱要』においてもまったく変わらない。「原・法哲学」の第一節に対応するのは『法の哲学綱要』では第三節であるが、これを以下に引用する。

「法は総じて実定的なものである。それは国家において妥当性を有するという、形式による。そしてそのような法律的権威が、法の知識、つまり実定法学にとつての原理なのである。内容からすれば、この法は以下のことによつて実定的な要素を含む。第一に、民族の特殊な国民性と、その民族の歴史的発展段階と、自然必然性に属するすべての諸関係の連関とによつて。第二に、定立された法の体系は普遍的な概念を対象と事件の特殊な外的状態に適用することを含む、という必然性によつて。——この適用は、もはや思弁的な思维でも概念の発展でもなくて、悟性の包摂であるのだが。第三に、現実における決定のために必要な、末端の規定によつて。」⁽¹⁴⁾

「原・法哲学」の第一節と、『法の哲学綱要』の第三節を紹介した。両者が基本的に対応していることは明らかだろう。むしろ、細部の記述や重点の置き方は異なる。にもかかわらず、ヘーゲル法哲学の一貫した立場と、その発展の様相を認めることができる。一貫した立場とは、〈法〉は国家において現実性を獲得するということであ

り、発展の様相とは、自然法から語り始めていた「原・法哲学」が、『法の哲学綱要』では実定法から論じ始められていることである。

別の言い方をするならば、「原・法哲学」のヘーゲルは、ティボーの自然法的な法典編纂論の立場に留まっていたのみ位置づけている。ちなみに、『法の哲学綱要』の第一節は法の理念について、第二節には法学は哲学の一部であることが記されている。これは、単なる前置きではない。サヴィニーへの挑戦的な言辞である。

ハイデルベルクのティボーとベルリンのサヴィニーのあいだで、直接には民法典の編纂をめぐる法典論争がなされたことは、すでに述べた。サヴィニーはこれを契機に、「歴史法学」(historische Rechtswissenschaft)の旗揚げをおこなった。ところで、『法の哲学綱要』の第一節で、ヘーゲルは「哲学的法学」(philosophische Rechtswissenschaft)⁽¹⁵⁾は法の理念を対象とする、と宣言する。そして第二節では、「法学は哲学の一部である」と書いているのである。ヘーゲルは、歴史法学に哲学的法学を対置しただけでなく、そもそも法学を哲学の一部だとした。さらにヘーゲルの法哲学は、法の実定化の理論つまり法典編纂論にはかならなかった。法学の第一人者を自任していたサヴィニーにとって、ヘーゲルは三重の意味で敵対者となったことになる。

ついで、先を急ぎすぎてしまった。サヴィニーはそのようなヘーゲルをベルリンに迎え入れることになるのだが、では、ヘーゲルはいかにしてベルリンに招聘されたのだろうか。

法典論争がおこなわれた一八一四年は、フィヒテが亡くなった年でもある。フィヒテは一八一〇年のベルリン大学創立以来、学長職を務めるなど、同大学を代表する哲学者であった。ヘーゲルはこのフィヒテの後任として、ベルリンに招かれたのである。とはいえ、ヘーゲル招聘の具体的な動きが始まったのは、一八一七年の十一月にアル

テンシュタインがプロイセン王国の文教大臣に就任して以降のこのようなようである。アルテンシュタインは、首相のハルデンベルクとともに、開明派の官僚として知られていた。

ナポレオンのフランスに敗北して国土が占領された経験を契機に、プロイセンではシュタイン＝ハルデンベルクの改革と総称される一連の内政改革が進められた。⁽¹⁹⁾ベルリン大学の創設も、教育改革の一環であった。ところが開明的な彼ら官僚派に対して、国王フリードリヒ・ヴィルヘルム三世を中心とする保守的な王党派も隠然たる影響力を残していた。貴族階級のサヴィニーも王党派であつて、王太子の師傅役を任されていた。

アルテンシュタインがヘーゲルに何を期待したかはわからない。だがアルテンシュタインはヘーゲルに単なる哲学者としての能力だけでなく、まさに法哲学者としての可能性を見出したのではないだろうか。大学の法学部が官僚養成の場であるとするならば、法技術的な私法学だけでは足らず、将来の官僚のための国家哲学が必要になる。サヴィニーの歴史法学を補完する、あるいは対立する国家論が求められる。アルテンシュタインは、ヘーゲルの法哲学の中にあるべき国家論を発見した。

アルテンシュタインがハイデルベルクのヘーゲルにベルリン招聘を打診したのは、一八一七年の十二月のことである。そのときヘーゲルは「原・法哲学」の講義をおこなっていた。「原・法哲学」が、「自然法と国家学」と題して開講されたことを想起したい。ヘーゲルは、自然法の先に明確に国家を見据えていたのである。

ヘーゲルの法哲学は、自然法的理念を実定法として定立する必然性を描いている。テイボーの法典編纂論と同じく、立法の理論なのである。だがテイボーの法典編纂論には、立法の前提としての国家論が欠落していた。近代的な視点に立てば、国家がなければ立法も行政も司法もないのである。もつとも、国家論がないという意味では、サヴィニーの法学も同様である。サヴィニーにおいても、「立法および法学」のための使命をいくら法学によって精

密化しても、国家なしには立法は不可能だからである。しかし、決定的な相違があった。テイボーとヘーゲルが属するヴュルテンベルク侯国にはいまだ「国家」がなかったが、サヴィニーの属するプロイセン王国は近代的な「国家」建設に邁進していた。

ハイデルベルク大学はドイツで最も古い大学であり、ベルリン大学は数年前に出来たばかりの新設大学である。ヘーゲルにとって、哲学をやるにはハイデルベルクのほうが適していたかもしれない。だが彼はベルリンを選んだ。かつて「ドイツはもはや国家ではない」と嘆いたヘーゲルだが、新興のプロイセンにあるべき国家像を見出したからである。ヘーゲルを「プロイセンの御用学者」と揶揄する向きもある。あたかも、反国家であることこそ学者の本分である、かのような物言いである。しかし、そもそもヘーゲルは、「国家」の「へ法」たる実定法を論じるのだ。ヘーゲルは進んで御用学者の道を選んだ。

ヘーゲルがベルリン大学に着任したのは、一八一八年十月のことである。ハイデルベルク大学における「へ法哲学講義」は、一八一七年冬学期の「原・法哲学」のみ、一学期だけの講義で終わった。けれどもすでに紹介したように、「へ法哲学講義」はベルリン大学でも引き続き開講された。というより、ヘーゲルは、「へ法哲学講義」を国家建設の現場でおこなうために、ベルリンに移籍したのである。

着任早々、ヘーゲルは一八一八年の冬学期に、ベルリン大学で「へ法哲学講義」を開講している。午後四時から五時までの講義を、毎週五回ずつ繰り返した。筆記録は、ヴァネンマンとホーマイヤーのものが残っている。

ヴァネンマンは「原・法哲学」の筆者である。ヴァネンマンは、感心なことに、ハイデルベルクとベルリンの二つの「へ法哲学講義」を聴いた。ヘーゲルがベルリンに移籍したのにもとめない、師を追いかけるようにベルリンに赴いて、二度目の講義を聴いたのである。もっとも、ベルリンでは「へ法哲学講義」の「緒論」部分だけを補足的に

聴講して、再びハイデルベルクに戻った。ヴァネンマンの筆記録は、第一回講義について「一八一八年三月十四日終了／P・ヴァネンマン」と記し、第二回講義について「緒論終わり／ベルリン、一八一八年十一月十日」と記して閉じられている。これこそが、ハイデルベルク講義とベルリン講義をつなげる継続性の証しである。⁽¹⁷⁾

そうした事情もあって、ホーマイヤーのものの方が一八一八年講義の全体を忠実に筆記している。詳しい検討は避けるけれども、一八一七年の〈法哲学講義〉が全部で一七〇節なのに対して、一八一七年講義は全一四二節ではあるものの、少なくともヴァネンマンが二度聴いた「緒論」部分は、十節構成から十六節構成へと膨らんでいる。⁽¹⁸⁾ ホーマイヤーは、ヘーゲルだけでなく、サヴィニー、フーゴー、そしてテイボーにも学んで、のちに法学者になった。

細かいことをいえば、一八一七年の〈法哲学講義〉は「自然法と国家学」(Naturrecht und Staatswissenschaft) という標題で開講されたのだが、一八一八年のそれは「自然法と国家法」(Natur- und Staatsrecht) という標題であった。また一八一九年、一八二二年の講義は、「自然法と国家学あるいは法の哲学」(Naturrecht und Staatswissenschaft oder Philosophie des Rechts) と題され、一八二二年と一八二四年の講義は「自然法と国家法あるいは法の哲学」(Natur- und Staatsrecht oder Philosophie des Rechts) となっている。この間、一八二二年には講義のための教科書が出版されたが、そのもともとの標題は奇妙なことに二つに分かれており、「自然法と国家学要綱／法の哲学綱要」(Naturrecht und Staats- wissenschaft im Grundrisse/Grundlinien der Philosophie des Rechts) という長たらしいものであった。さらに、最後の「一八三一年講義は「自然法と国家法」になっている。内容の構成には基本的な変化がないので、名称のややこしい言い換えに格別の意味があるとは思えないが、結果として「国家学」なり「国家法」の印象を薄めることになっている。

ヘーゲルの講義風景について、一八二二年の〈法哲学講義〉を筆記したホートーは次のように書いている。

「数日後に、先生（ヘーゲル）に教室で再会したとき、外面的な講義の仕方にも内面的な思想の運びにも、最初は馴染むことができなかつた。疲れ切つたように、気むずかしそうに、先生は顔をうつむけて椅子に崩れ落ちており、絶え間なく口述し続けながらも、大きな二つ折り判ノートをめくつては、前や後ろを探したり下や上を探していた。ひっきりなしの咳払いが、話の流れを妨げた。すべての文章が孤立し、ことさらに切り刻まれながら、互いに投げ合うようにして吐き出された。すべての単語、すべての音節が、意に反するかのようにして放たれるのだが、その金属的に空ろに響く声音も、シュヴァーベン訛りの緩慢な方言によつて、すべてが重要なものであるかのように、不思議に根本的な強い印象をもたらした。それでも、全体の在りようは、深い尊敬へと、威厳の感受へと仕向けるものであり、素朴ながらも圧倒的な厳肅さを引き寄せるものであつたので、まったく快適さには欠けるものの、しかも話を充分には理解できなかつたにも拘わらず、私は離れがたく魅了されていることに気づいた。⁽¹⁹⁾」

一八二二年の〈法哲学講義〉は、『法の哲学綱要』を教科書として用いながらなされたはずなので、「二つ折り版ノート」をひっくり返しながらの講義は法哲学のものではないかもしれない。しかし、ホートーが証言する教師ヘーゲルの印象に変わりはないだろう。ヘーゲルの講義は流暢なものではなく、むしろ田舎くさいものであつたようだ。だがその訥々とした語り口は、たちまちにして学生を魅了した。ホートーはのちに美学者となり、ヘーゲルの死後、師の『美学講義』を編集することになる。

初学者には講義内容が難しいことをヘーゲルも自覚したのだろうし、学生からの要望もあったのだろうが、ヘーゲルは「法哲学講義」の教科書として『法の哲学綱要』を出版した。その「序文」は、一八二〇年六月二十五日付で書かれている。これまで繰り返し指摘してきたように、そもそもヘーゲルの法哲学は「自然法」が「実定法」に発展する論理的・歴史的な必然性を論じている。この観点からみると、『法の哲学綱要』の「序文」に現れる有名な文言は、そのことごとくが法の実定化を意味するものとして浮かび上がってくる。

たとえば、「理性的なものは現実的であり／現実的なのは理性的である」という、「理性＝現実」図式である。⁽²⁰⁾ 様々に解釈されてきた文言ではあるが、これが「法」哲学の「序文」であることを想起するならば、意味するところはきわめて明瞭である。すなわち、理性的な法とは「自然法」のことであり、現実的な法とは「実定法」にほかならない。「自然法は実定法と化し／実定法には自然法が含まれる」と読むことができるのである。

「ここがロドスだ、ここで跳べ」というイソップ物語に由来する格言については、ヘーゲル自身が「ここに薔薇がある、ここで踊れ」と言い換えて、現在の十字架に理性の薔薇を飾って、現実と理性の和解を図るものと解説している。⁽²¹⁾ 秘密結社の薔薇十字団的な謎解きはそれはそれで面白いのだが、ここではもつと単純に理解しておきたい。ロドス島とはプロイセン王国のことである。この現実の国家こそ、実定法に自然法を飾るべき格好の場である。ここで跳ばなければ、法の哲学を論じる価値がない。そうしたヘーゲルの決意表明として、先の格言を理解することができる。

「序文」の最後近くには、「ミネルヴァの梟は黄昏時に飛び立つ」という、よく知られた文章が登場する。⁽²²⁾ ミネルヴァは知恵の女神アテネ、梟はその使いである。すなわち、ミネルヴァの梟は哲学の象徴なのだが、ここでは「法」の哲学あるいはヘーゲル自身のことと解しておきたい。黄昏が古いプロイセンだとすれば、到来すべき夜明

けは新しいプロイセンである。ヘーゲルは「国家」を求めてベルリンに移籍したものの、当時のプロイセンには二つの「国家」があった。ヘーゲルを招聘した開明的官僚派のプロイセンと、これを快く思わなかった王党派のプロイセンである。ヘーゲルの梟は、法治国家の夜明けを迎えるべく、黄昏時に飛び立った。『法の哲学綱要』は、プロイセンを近代化するための教科書となった。

四 ヘーゲルとガンスの〈法哲学講義〉

ヘーゲルの〈法哲学講義〉は、一八一七年の冬学期にハイデルベルク大学で開講され、翌一八一八年にベルリン大学に移ってから継続された。冬学期の恒例としておこなわれた〈法哲学講義〉であるが、子細にみれば、一八二〇年と一八二三年には開講されておらず、さらに一八二五年から一八三〇年におよぶ長い休講期間がある。この間の一八二一年には、講義の教科書として『法の哲学綱要』が刊行された。ただし、この刊行年は扉に記された公的なものであって、実際には、一八二〇年の年末に出版された。

一八二〇年冬学期の休講は、教科書の出版が予定より遅れたことに起因するものと考えられる。ヘーゲルは『法の哲学綱要』の序文を、一八二〇年六月二十五日付で書いている。序文は本文の原稿が完成したあとで書くのが通例であるから、ヘーゲルの本文原稿もその時点までには揃っていたと考えていい。すなわち、ヘーゲルはこの年の冬学期から教科書として使うつもりで準備していたのだろう。ところが実際の刊行は十二月までずれ込み、したがって冬学期の授業開始に間に合わなかった。ヘーゲルは一八二〇年の〈法哲学講義〉を断念し、翌一八二一年の講義から教科書を用いることにして、これに合わせるために、実際の出版年と異なるにも関わらず、一八二一年刊

行と印刷させた。

教科書の刊行が大幅に遅れたのは、ヘーゲルが当局の検閲を意識して原稿を総点検したためである。すなわち、一八一九年三月のコツエブルー暗殺事件をきっかけに、オーストリア主導のドイツ同盟は同年九月にカールスバート決議をおこない、十月には検閲令を公布して、加盟各領邦に自由主義者の弾圧を要求した。ヘーゲルの教科書も、検閲を通過するべく見直しを余儀なくされた。これが『法の哲学綱要』の出版が遅れ、一八二〇年の〈法哲学講義〉が中止された直接の理由である。

なお、このこのの意味を過大に解釈する向きもある。すなわち、①〈法哲学講義〉の内容は『法の哲学綱要』よりも進歩的なものであった、②ヘーゲルの本質は進歩的どころか革命的でさえあった、③したがって『法の哲学綱要』は検閲逃れのために保守的な外観を装ったにすぎない、といった趣旨の解釈である。こうした仮説に立って、〈法哲学講義〉の各種筆記録が次々に紹介され、その結果、ヘーゲル法哲学の形成史的研究が飛躍的に進展したことは疑いない。けれども、これは全体として、プロイセンの御用哲学者といったヘーゲル像に、マルクスの先駆者としてのヘーゲル像を対置しようとする試みであって、多分に実証よりも願望の優った過大解釈であった。

ここでは詳論は避けて、基本的な考え方のみを示すに留める。第一に、教科書よりも講義のほうが進歩的であったことについて、いまだ説得的な証明はなされていない。口頭での講義が著書より過激になったとしても、それ自体はとくに珍しいことではない。第二に、進歩的か保守的かは相対的な価値観であって、時代にせよ人物にせよ比較対象を明示しなければ無意味だし、そこで問われるのは論者の政治的立場である。ヘーゲルは十九世紀初期のプロイセンにおいては進歩的であったとしても、今日からすれば保守的な側面を多くもっているだろう。あるいは、サヴィニーよりは進歩的であっても、ガンスやマルクスよりは保守的であったかもしれない。さらに、ヘーゲル

は、君主主義者からは共和主義的にみえ、共和主義者からは君主主義的にみえた。第三に、検閲の目をすり抜けるために『法の哲学綱要』をあえて保守的に書き直したというが、その程度で誤魔化されるような無能な検閲官など存在しない。検閲とは、目標を定めた以上、必ずや発売禁止へと追い込む国家的営為なのである。

プロイセン国家において、ヘーゲルの『法哲学講義』が繰り返して開講され、『法の哲学綱要』が発売禁止にならなかったということは、それが国家の許容範囲に収まっていたということである。ヘーゲルの法哲学は、『法』と「国家」の哲学である。ということは、国家による『法』の現実化こそ主題であるのだから、そこに理想と現実の和解が織り込まれるのは当然だ。国家との緊張関係を抜きにして、安易に御用哲学者像や革命家像を妄想すべきではあるまい。

現実の『法哲学講義』に戻る。一八二〇年についてはともかく、一八二三年の休講については、その理由は判然としない。ヘーゲルは『法哲学講義』だけをやっていたわけではないから、単純に他の講義で忙しかっただけかもしれない。また、ベルリン大学においていわゆるヘーゲル学派が形成されてきたころでもあるので、『法哲学講義』も弟子の誰かに委ねたいとは思ったものの、意中の候補者に何か差し障りがあつて、これが実現しなかったのかもしれない。このことを暗示するかのようには、一八二四年にはヘーゲルが担当者となつて『法哲学講義』が再開されている。

意中の候補者などと思わせぶりな言い方になつてしまつたが、それはエドゥアルト・ガンスのことである。ガンスはユダヤ系の銀行家の長男として、ベルリンに生まれた。彼はベルリン大学でサヴィニーから法学を学んだが、学位はハイデルベルク大学のティボーのもとで取得した。⁽²³⁾ユダヤ人は、ベルリンでは学位を取ることと教職に就くこともできなかったためである。ところが、ガンスはベルリン大学での教授職に固執して、文教大臣アルテンシュ

タインや哲学部のヘーゲルに接近した。アルテンシュタインとヘーゲルは、サヴィニーの反対にも関わらず、一八二〇年にガンスをまず法学部の私講師にすることに成功した。法典論争以来サヴィニーの論敵であったハイデルベルクのテイボーからすれば、ヘーゲルに引き続きいて今度はガンスをベルリンに送り込んだことになる。

とはいえ、ユダヤ人のままではガンスのこれ以上の昇任は望めない。誰かの示唆があったのか、それとも本人の決断によったのかはわからないが、ガンスは一八二五年にキリスト教に改宗した。そして翌年には、法学部の員外教授になっていく。その結果、一八二七年の冬学期からは、ヘーゲルに代わってガンスが、ベルリン大学の〈法哲学講義〉を開講することになった。

ヘーゲルの例にならうかのように、ガンスの〈法哲学講義〉は冬学期におこなわれた。講義の標題は、「自然法と法哲学、世界法史との関連で」(一八二七年)、「自然法あるいは法哲学、普遍法史との関連で等」(一八二八年)、「自然法あるいは法哲学」(一八二九年)、「普遍法史、あるいは中世および近世のオリエント・ギリシア・ローマ法史」(一八三〇年)、「自然法と普遍法史」(一八三二年)、「自然法、普遍法史との関連で」(一八三六年)、「自然法」(一八三七年)、というように微妙に変化している。⁽²⁴⁾ 詳細において不明な点もあるが、これがガンスへ法哲学講義の概要である。なお、この間の一八二八年十二月には、ガンスはついにベルリン大学法学部の正教授に昇進した。

ガンスの〈法哲学講義〉についても、筆記録が残っている。ヘーゲルが急死した翌年の、一八三二年冬学期のものである。この講義は、ガンスがヘーゲルの指導から解放された直後の、法学部長時代のものであること、筆記者がヘーゲルの次男イマヌエル・ヘーゲルであること、ベルリンではなくハイデルベルクで発見されたことなど、思想的に大いに興味をそそるものである。⁽²⁵⁾ その他にも、最初に紹介したのが市民社会論のマンフレッド・リーデル

であること、最近ようやく日本語訳が出版されたことなど、興味は尽きない。
以下にガンスによる〈法哲学講義〉(一八三二年)の、主要項目だけを記す。⁽²⁶⁾

緒論…自然法の歴史

第一部 自然法

第一章 抽象法

第二章 道徳

第三章 人倫

第一節 家族

第二節 市民社会

第三節 国家

第二部 普遍法史

第一章 オリエント法

第二章 ギリシア法

第三章 ローマ法

第四章 中世の法

第五章 近世の法

一見すればわかるように、ガンス〈法哲学講義〉の第一部「自然法」の部分は、ヘーゲルの法哲学を完全になぞっている。抽象法↓道徳↓人倫(家族・市民社会・国家)というヘーゲルの基本軸は、ガンスにおいても踏襲されている。ところが、第二部「普遍法史」の部分は、ヘーゲルの法哲学ではなく、むしろ彼の歴史哲学に対応する。すなわち、オリエント↓ギリシア↓ローマ↓ゲルマンというように発展するヘーゲルの歴史観を、ガンスは法の歴史として展開しようとしているのである。むしろ細部に相違はあるけれども、構成的には、ガンスの〈法哲学講義〉は、ヘーゲルの法哲学に歴史哲学を加えたものである。

問題は、これをヘーゲルの継承とみるか、それともヘーゲルからの逸脱とみるかである。ヘーゲル法哲学の眼目は、自然法が国家によって実定法となる必然性である。ヘーゲルの〈法哲学講義〉にせよ『法の哲学綱要』にせよ、だからこそ「自然法と国家学」あるいは「自然法と国家法」という要約的な標題が付されていた。これに反して、ガンスの〈法哲学講義〉は「自然法と普遍法史」といった標題を付けることによって、国家および国家法の積極的な意義を減殺してしまっている。もっと端的な言い方をするならば、ヘーゲルの国家主義および民族主義とガンスのユダヤ主義的な普遍主義とは、とうてい相容れるものではない。

ヘーゲルの法哲学は、実定法の理論である。自然法を実定化するためには強力な国家が必要であるが、国家と民族を歴史の中で出会わせたのが、彼の歴史哲学なのである。ところがガンスの法哲学は、師の法哲学と歴史哲学を結合した外觀を採りながら、そこで語られるのは反国家的な自然法論にほかならなかった。そのうえ、ガンスのいう「普遍法史」(Universalsrechtsgeschichte)は、普遍法の歴史であり、また普遍的な法史であることによって、自然法を肯定し民族国家を否定するとの意志を明確に示していた。

ヘーゲルは一八二五年から中断していた〈法哲学講義〉を、一八二七年以降はガンスに委ねた。ヘーゲルの政治

的立場は良くも悪くも立憲君主主義であったが、ガンスはサンシモン的な社会主義を標榜しており、少なくとも共和主義者であることを自認していた。ガンスの講義は非常に人気があり、ときには千名以上の聴講者を集めるほどだったという。一八三〇年にフランスで七月革命が起きたこともあり、ガンスは時代の寵児として迎えられた。

この七月革命が直接のきっかけだったと思われるが、一八三〇年のある日、ヘーゲルは王太子家の食事に招かれた。その席で王太子はガンスの「法哲学講義」を話題にした。「これはスキャンダルです。ガンス教授は、私たちの学生をことごとく共和主義者にしてしまいます。教授、彼の法哲学の講義には、毎回何百人もが集まります。しかも周知のように、彼は貴方の叙述に、まったくもって自由主義的な、というより共和主義的な色付けをしているのです。なぜ貴方は御自身で講義をなさらないのですか」と、王太子は述べたという。⁽²⁷⁾ヘーゲルに対する露骨な警告であった。王太子の背後には、サヴィニーの影がちらつく。ヘーゲルとガンスの法哲学はサヴィニーの歴史法学を批判していたことを想起すれば、王太子の言葉は、ガンスの講義を止めさせなければ累はヘーゲルにも及ぶ、ということにほかならない。

ヘーゲルは、王太子の言葉を自身に対する警告と受け止めた。彼は一八三一年の冬学期に、しばらく休講していた「法哲学講義」を再開することにした。だがガンスの「法哲学講義」を止めさせることはできなかった。こうしてこの学期には、ヘーゲルとガンスの二つの「法哲学講義」が並行して開講されることになった。ところが、ヘーゲルの講義に登録した学生はたったの四、五人。これに対して、ガンスの講義には百人をはるかに超える学生が登録したという。七月革命の時代、学生の人気は圧倒的にガンスに集まっていた。ガンスはこの事態を受けて、ヘーゲルの講義にも参加するよう掲示を出した。しかしこのことが、ヘーゲルの自尊心を大いに傷つけた。

ヘーゲルは、ガンスに宛てて怒りに満ちた手紙を書いた。一八三一年十一月十二日のことである。以下に全文を

紹介する。

「思いきった告示方法で、とも呼ぶしかありませんが、親愛なる教授たる貴方は、掲示することを思いつかれ
ましたね。貴方はその中で競争だと噂された状況を学生たちにもたらし、そのうえ私の講義を彼らに推奨すると
いうことを勝手におこなったのです。私の側でも公的な掲示をする責任があるように思えますが、その結果、同
僚たちや学生たちは、私をくだらない光のもとにさらす、もつともらしい外観に直面することになります。貴
方の紙切れに書かれているような掲示文と私の講義への推薦文とが、私の言葉が欠けていることも相まって、
あたかも私によってほぼ了解されているかのような外観にです。すなわち、あたかも私がそのことについて同意
しているかのような外観を、望み促すものなのです。そのようなやり方が私のせいでないことを誰かは知ってい
るといふ希望と、貴方の新たな粗雑さに対して機会を与えるという配慮とが、貴方の掲示についての私の見解
を、そのような公的な掲示によってではなく、以上の何行かによって表明するようにと、私を促すのです。」⁽²⁸⁾

この怒りに打ち震えた手紙は、ヘーゲルの生前最後の文章、文字どおりの絶筆となった。この二日後、ヘーゲル
は当時流行したコレラのために亡くなった。彼は最後の〈法哲学講義〉を十一月十日に開講し、翌十一日にも講義
したところで病に倒れた。酷な言い方になるが、ガンスの〈法哲学講義〉にともなう心労こそが、ヘーゲルの死を
早めたのかもしれない。コレラが蔓延していたこともあるが、「御用哲学者」のわりには、ヘーゲルの葬儀は寂
しいものだったという。

ヘーゲルの最後の〈法哲学講義〉は、こうしてわずか二回で終わった。これを聴講したダーヴィット・フリード

リヒ・シュトラウスは、筆記録の最後にこう記した。「精神は這い出てくる／本能のままに／土竜モケラのように⁽²⁹⁾」。意味はわからない。けれども、『法の哲学綱要』の序文に、「ミネルヴァの梟は黄昏時に飛び立つ」とあったことを想起させる。「ミネルヴァの梟」がヘーゲル自身を意味するならば、「土竜」とは、鶺鴒ガイス(Gais)のガンスのことだろうか。だとすれば、土竜のガンスが這い出てきたとき、梟のヘーゲルは飛び立ったことになる。

注

- (1) 七種類の「法哲学講義」を要領よく整理したものととして、福吉勝男『自由と権利の哲学——「法・権利の哲学講義」の展開——』世界思想社、二〇〇二年、四頁所載の二つの一覧表を参照。
ただし、RechtsphilosophieもしくはPhilosophie des Rechtsを「法・権利」の哲学と訳すことには同調できない。その理由については、堅田「ヘーゲル哲学と法の実定性——『法の哲学』の読み方について——」『獨協法学』第七六号、二〇〇八年、五―六頁参照。
- (2) 堅田、前掲論文では、法の「実定性」(Positivität)こそがヘーゲル法哲学の根幹であるとした。
- (3) Georg Wilhelm Friedrich Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundsatz*, in: *Werke in zwanzig Bänden*, Bd. 7, Frankfurt am Main, 1970, S. 11. ヘーゲル『法の哲学』I、藤野渉・赤沢正敏訳、中公クラシックス、二〇〇一年、三頁参照。
- (4) 堅田「法への精神とその運命——『ヘーゲル初期神学論集』を読む——」『獨協法学』第七七号、二〇〇八年、九七頁以下参照。
- (5) Hegel, *Die Verfassung Deutschlands*, in: *Werke in zwanzig Bänden*, Bd. 1, Frankfurt am Main, 1971, S. 461. ヘーゲル『政治論文集』上、金子武蔵訳、岩波文庫、一九六七年、四九頁参照。
- (6) 堅田「ティボー、あるいは法学と音楽」、同『歴史法学研究——歴史と法と言語のトリアーデ——』日本評論社、一九九二年、四三頁以下。ティボーの音楽論に注目した論考として、井上拓也「アントン・フリードリヒ・ユストウス・ティボー」、勝田有恒・山内進編『近世・近代ヨーロッパの法学者たち——グラーツィアヌスからカール・シュミットまで——

- 1 『ミネルヴァ書房、二〇〇八年、二九六頁参照。
- (7) 「哲学」自体もそうだが、「百学連環」も西周が創出した訳語である。百科全書よりも百学連環のほうが体系性がよく表
現されている。
- (8) Hegel, Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften im Grundrisse (1817), in: Gesammelte Werke, Bd.13, Hamburg,
2000.
- (9) ders., Die Philosophie des Rechts, Die Mitschriften Wannenmann (Heidelberg 1817/18) und Homeyer (Berlin 1818/19), hrsg.
v. Karl-Heinz Ilting, Stuttgart, 1983.; Vorlesungen über Naturrecht und Staatswissenschaft, Heidelberg 1817/18 mit
Nachträgen aus der Vorlesung 1818/19, Nachgeschrieben von P. Wannenmann, hrsg. v. C. Becker et al., in: Vorlesungen, Aus-
gewählte Nachschriften und Manuskripte, Bd.1, Hamburg, 1983. ヘーゲル『自然法と国家学講義——ハイデルベルク大学
1817・18年——』高柳良治監訳、法政大学出版局、二〇〇七年。他にツールバッハンのドイツ文学館所蔵の原資料から直接
に翻訳したものととして、『自然法および国家学に関する講義——1817/18 冬学期講義、ハイデルベルク 1818/19 冬学期序
説(付録)』ヘルリン、法学部学生「ヴァンネンマン手稿——尼寺義弘訳、見洋書房、二〇〇二年、がある。
- (10) Vorlesungen über Naturrecht und Staatswissenschaft (1817/18), S. X IV. 『自然法と国家学講義』三二二—三二三頁参照。
- (11) 堅田「ヘーゲル哲学と法の実定性——『法の哲学』の読み方について——」『獨協法学』第七六号、二〇〇八年、一頁以
下参照。
- (12) Vorlesungen über Naturrecht und Staatswissenschaft (1817/18), S. X V. 『自然法と国家学講義』三二二—三二四頁。
- (13) Vorlesungen über Naturrecht und Staatswissenschaft (1817/18), S.5 f. 『自然法と国家学講義』五—六頁。
- (14) Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, S.34. 『法の哲学』I、五〇—五一頁。
- (15) Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, S.29, 30. 『法の哲学』I、四三—四六頁。
- (16) Shlomo Avineri, Hegel's Theory of the Modern State, Cambridge, 1972, p.115 f. ヲヴァネリ『ヘーゲルの近代国家論』高柳
良治訳、未來社、一九七八年、一八五—一八六頁。Eric Weil, Hegel et l'Etat, cinq conférences, 7e éd., Paris, 1994, p.18 f. 権
佐武志「ヘーゲル法哲学講義をめぐる近年の論争」(一)『北大法学論集』第四〇巻五—六号、一九九〇年、二二七八—七
九頁参照。
- (17) Vorlesungen über Naturrecht und Staatswissenschaft (1817/18), S.265, 280. 『自然法と国家学講義』二八七—三〇一頁。

- (18) Hegel, Die Philosophie des Rechts (1818/19), S.209 ff. ヘーゲル『自然法および国家法——法の哲学』第二回講義録 1818/1819年、冬学期、ネルリン——C・G・ホーマイヤー手稿』尼寺義弘訳、見洋書房、二〇〇三年、七—二九頁。
- (19) H. G. Hohho (Hrsg.), Vorstudien für Leben und Kunst, Stuttgart u. Tübingen, 1835, S.384 f. vgl., Kuno Fischer, Hegels Leben, Werke und Lehre, Erster Teil, Nachdruck der 2.Aufl., Nendeh/Liechtenstein, 1973, S.216 f. ノーレンシャー『ヘーゲルの生涯』玉井茂・磯江景孜訳、勁草書房、一九七一年、二七九—二八〇頁。ジャック・ドント『ヘーゲル伝』飯塚勝久訳、未來社、二〇〇一年、三〇八頁参照。
- (20) Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, S.24. 『法の哲学』I、二四頁。
- (21) Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, S.26. 『法の哲学』I、二七—二八頁。
- (22) Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, S.28. 『法の哲学』I、三〇頁。
- (23) vgl., Hans Günther Reissner, Eduard Gans, Ein Leben im Vormärz, Tübingen, 1965, S.1 ff. 堅田「エドゥアルト・ガンスにおける法哲学と法史学」同『法のことは詩のことは——ヤーコプ・グリムの思想史——』御茶の水書房、二〇〇七年、三二頁以下参照。
- (24) vgl., Gans, Naturrecht und Universalrechtsgeschichte, Vorlesungen nach G.W.F. Hegel, hrsg. v. Johann Braun, Tübingen, 2005, S.399 f.
- (25) 今の筆記録の重要性に「リテラルによる「編者あとがき」参照。Eduard Gans, Naturrecht und Universalrechtsgeschichte, hrsg. v. Manfred Riedel, Stuttgart, 1981, S.247 f. リテラル編『ガンス法哲学講義 一八三三—三三三——自然法と普遍法史——』中村浩爾他編、法律文化社、二〇〇九年、三二—八頁。
- (26) 前注所掲のリテラル編原書および訳書のほか、注(24)所掲のブラウン編原書を参照。
- (27) Arnold Ruge, Aus früherer Zeit, Bd.4, Berlin, 1867, S.431. zit., Johann Braun, Judentum, Jurisprudenz und Philosophie, Bilder aus dem Leben des Juristen Eduard Gans (1797—1839), Baden-Baden, 1997, S.185. ただし、ルーゲの証言の細部に「それは、なお検証を要する。他は『Correspondance/Hegel, traduit par Jean Carrer, t.3, Paris, 1967, p.472, 396. ジャック・ドント『ヘーゲル伝』飯塚勝久訳、未來社、二〇〇一年、三五五頁参照。
- (28) Briefe von und an Hegel, Bd.3, hrsg. v. Johannes Hoffmeister, 3.Aufl., Hamburg, 1969, S.355 f.
- (29) Hegel, Philosophie des Rechts, nach der Vorlesungsschrift von D.F. Strauß 1831, in: Karl-Heinz Ilting (Hrsg.), Vorle-

sungen über Rechtsphilosophie 1818-1831, Bd. 4, Stuttgart-Bad Cannstatt, 1974, S.913.